

千葉明德短期大学 任期付教員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号。以下「任期法」という。）の第5条第2項の規定に基づき、千葉明德短期大学（以下「本学」という。）において任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期等)

第2条 任期法第4条第1項により任期付教員を任用できる組織、職名、任期及び再任に関する事項は、別表第1のとおりとする。

(任用手続)

第3条 任期付教員の任用に関する事項は、雇用期間の定めのない教員と同様に、千葉明德短期大学教員任用規程、千葉明德短期大学教員任用細則によるものとする。

(同意)

第4条 任期付教員を任用する場合は、別紙様式により、当該任用される者の同意を得なければならない。

(労働契約)

第5条 任期付教員は、雇用期間の定めのない教員と同様の手続により雇用するものとする。ただし、労働条件通知書には任期を明記するものとする。

(業績審査)

第6条 学長は、任期付教員の再任用に当たって、当該教員の任期中の業績審査を行うために、千葉明德短期大学教員任用資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について業績審査を行い、その結果を学長に答申する。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) その他本学への貢献、社会への貢献等に関する事項

3 学長は、委員会の答申を受けて、任期満了3ヵ月前までに、次の各号による再任用の可否を決定し、当該教員に通知する。

- (1) 任期（ただし、65歳を超える場合は65歳まで）を定めて再任用する。
- (2) 雇用期間の定めのない教員として再任用する。
- (3) 再任用しない。

(就業条件等)

第7条 任期付教員の任期以外の実業条件は、学校法人千葉明德学園就業規則、その他の

関係規程を適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、給与に関する事項は、個別の契約に委ねる。また、任期付教員は退職金制度の対象外とする。

(規程の改廃、公表)

第8条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

- 2 この規程を改廃した場合は、任期法第5条第4項の規定に基づき、本学ホームページ等に公表するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

別表1 (任期法第4条第1項関係)

教育・研究組織名	対象となる職名	任期	再任
保育創造学科	教授・准教授・専任講師・助教	3年以内	再任用可 (合計10年以内)
	助手	2年	